

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和8年2月26日第31回中種子町農業委員会総会を中央公民館小会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人・中崎和行
梶原誠・上妻廣美・中島秀人・中島真実・永浜三津子
鎌田正司・濱脇嘉則

3. 欠席委員

森山昭市・中崎和行

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 議案第3号 非農地証明願いについて

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積等促進計画の一部変更について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について

日程 第8 承認第3号 令和8年標準農作業料金(案)について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和8年第31回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、6番森山委員及び7番中崎委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中11名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、13番鎌田委員、1番藤田委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

降りる道があります。そこを300mほど降りた右手になります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願いを致します。
以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については、許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件については、許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1について、事務局の説明をお願います。

(事務局)はい、資料の5ページをお願いま致します。議案第2号「農地法第5条申請について」順位1について説明致します。譲受人、〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地〇〇。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇です。申請地大字〇〇，字〇〇〇〇〇〇，地番〇〇〇〇番地〇〇，地目畑，地積〇〇㎡です。転用目的は、農家住宅。申請理由は、宅地に住宅を建築したところ、登記をする際、宅地を越え農地に一部はみ出して建設していることが判明したため本申請を行うものです。土地利用規制等は、都市計画区域外，農振農用地内，第1種農地，集落接続施設と考えます。農振農用地であります，除外申請は提出されています。棟数・面積等は、居宅・倉庫で〇〇〇.〇〇㎡ですが申請は〇〇㎡です。完成している住宅であることから追認となります。委員の皆様のご審議をお願いま致します。

(議長)順位1について、担当調査員の1番藤田委員からの説明をお願います。

(1番委員)はい。1番藤田です。議案第2号農地法第5条申請順位1について説明致します。この案件につきましては、先般2月9日10時10分より、濱脇会長，牧瀬委員，宮園推進委員，事務局，申請人の母である〇〇〇〇さん立ち会いの下現地調査を実施致しました。場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇に300m行きますと右手に〇〇〇〇〇〇さん宅がありその西側の〇〇〇〇〇〇になります。申請人は、昨年申請地の隣接地の宅地に自己の住宅を建築しています。工事完了後，土地家屋調査士による測量及び表示登記の際，申請地に一部はみ出していたことが判明し今回の申請となりました。申請地は，北・西側は〇〇〇の〇〇の農地，東側には〇〇の〇〇があり，南側は道路に面しています。申請を行うことの経緯が記された理由書も添付されています。現地で検討した結果，やむを得ない申請と判断しています。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(13番委員)はい。

(議長)13番鎌田委員お願いします。

(13番委員)13番鎌田です。住宅が農地に一部はみ出したとのことですが、どこが間違えたのか、建築業者が間違えたのでしょうか。

(議長)事務局分かりますか。

(事務局)はい、事務局です。聞くところによると、定かではないのですが施工した建築業者が間違えたのではないかと申請人からは聞いております。建築業者から聞いておりません。地積の杭があればはっきり分かったのでしょうかけども、現地を確認したところ杭が見当たらずに場所の確認が出来なかったのかは不明ですが、先ほども説明したように、完成後の表示登記の際に判明したところです。

(議長)よろしいでしょうか。

(13番委員)はい。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。次に日程第5議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。順位1について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の6ページをお願い致します。議案第3号「非農地証明願いについて」順位1について説明致します。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇〇番〇、地目畑、地積〇〇〇㎡。申請人、〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇。申請理由は、土地登記簿の地目は畑であります。令和2年頃から耕地として利用せず現況は雑種地となっているというものです。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査員14番濱脇が説明致します。

(14番委員)この案件につきましては、先般2月9日午前9時50分より、鮫島委員、平山推進委員、事務局、申請人である〇〇〇〇さん立ち会いの下、現地調査を実施致しました。場所については、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇です。道路沿いに〇〇〇〇〇〇さん宅がありますが、そこから30m北側へ入ったところの農地です。申請理由は、登記簿地目は畑であります。令和2年から耕地として利用せず現況は雑種地となっておりこの申請となりました。耕作しなくなって6年たっておりますが〇〇の〇〇の〇〇〇〇を行っている関係で、砂利等が流れてきており耕地として復元は難しいと判断しました。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。続いて順位2について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の7ページをお願い致します。議案第3号「非農地証明願い」順位2

について説明致します。土地の所在，大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇〇〇番〇〇，地目畑，地積〇〇〇㎡。申請人，〇〇〇〇さん，住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地。申請理由は，土地登記簿の地目は畑であります，昭和40年から耕地として利用せず現況は宅地となっているというものです。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)順位2について，担当調査員14番濱脇が説明致します。

(14番委員)この案件につきましては，先般2月9日午前9時30分より，中島委員，松原推進委員，事務局立ち会いの下，現地調査を実施致しました。申請人につきましては，〇〇である〇〇さんが立ち会う予定でしたが，〇〇〇により〇〇〇〇〇となり間に合わず不在でした。午後から事務局にて対応しています。場所については，〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇〇の東側になります。申請理由は，登記簿地目は畑であります，昭和40年から耕地として利用せず，現況は宅地となっておりこの申請となりました。耕作しなくなって60年たっていることから非農地が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありますか。

(委員)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号については，許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，議案第3号「非農地証明願いについて」は，許可することに決定しました。次に日程第6，承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，資料の8ページをお願いします。承認第1号，農用地利用集積等促進計画の一部変更について説明致します。令和8年2月27日を公告日とする農用地利用集積等促進計画の一部変更につきましては，件数8件，筆数23筆，変更面積69,443㎡の農用地利用集積等促進計画を定めたいので承認を求めます。契約年数5年，10年の合意解約になります。詳細につきましては，資料の13ページから24ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については，承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」は，承認することに決定しました。次に日程第7，承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。資料の21ページをお願い致します。承認第2号「農用地利

用集積等促進計画及び配分計画について」説明致します。令和8年2月27日を公告日とする利用権設定、貸借権11件、筆数34筆、面積62,891㎡の農用地利用集積等促進計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については、資料の31ページから52ページに添付してあります。なお、今回の貸借権の11件につきましては、中間管理事業法の集積一括方式による貸借期間3年5年10年で配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」は承認することに決定しました。

次に日程第8,承認第3号「令和8年度標準農作業料金(案)について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の一番最後をお願い致します。承認第3号について、説明致します。1月27日農業公社にて行われた標準農作業料金検討会及び2月3日農業公社理事会にて提出されたものを(案)として提示します。令和8年度の変更点につきましては、赤の文字で記載しております。一般作業料金ですが、鹿児島県の最低賃金が、昨年11月から改定されたことにより1時間1,026円となり、最低賃金を下回らない設定をしております。したがって、8時間で8,208円となっています。各種作業金額につきましては、受託部会話し合いのもと農業公社料金に合わせて変更しています。賃借料情報については、今年度と同額となっておりますが、※の欄に(参考)を2カ所追記しています。なお、農業公社が準備しました別紙比較表にて令和元年と令和8年の料金比較については、ご確認ください。以上で説明を終わります。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)はい。

(議長)12番永浜委員お願いします。

(13番委員)はい、永浜です。作業料金比較表がありますけど、元年と8年度で7年度比較ではなくて、どうしてでしょうか。

(事務局)はい。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局です。作業料金表を出す際に、長年変動のなかった作業料金についてを農業公社に比較表として準備してもらうようお願いをして添付したところです。7年度から料金の上がった作業につきましては、(案)での赤字記載となります。

(議長)大きく変わったところが、きびのハーベスタ6,930円が7,700円に、水稻のコンバイン刈り取りのみ14,300円から15,400円、一貫作業で23,100円から27,500円、籾乾燥が12,100で前年は8,800円でした。コンバインは、昨年も1,000円上がってお

り、乾燥は上げておりませんでした。今回、乾燥を大きく上げることとなっています。あとは、上の方になりますが、小型ホイルトラクターの水田荒代・中代が4,400円から5,500円になっています。そのように当然、燃油・機械も上がっておりますし、一番の要因は人件費も上がっているということで、特に甘藷のハーベスター貫作業につきましては、前年の19,800円から26,400円に上がっております。人件費3名分となることから値上げをしてほしいとのことでした。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第3号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第3号「令和8年度標準農作業料金(案)について」については、承認することに決定しました。これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和8年第31回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。